「まばたき検出ＳＤＫ」ライセンス規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社スワローインキュベート（以下「当社」といいます。）が提供する「まばたき検出ＳＤＫ」（以下「本ソフトウェア」といいます。）のライセンスに関する条件を定めるものであり、本ソフトウェアの申込者及び利用者に適用されます。本ソフトウェアを利用する前に、本規約をよくお読みください。

本ソフトウェアは、事業者（法人、団体又は個人事業主）が事業として又は事業のために利用することを前提として提供するものであり、当社は、消費者契約法上の消費者に対して本ソフトウェアを提供しません。

第１条 （総則・適用範囲）

１ 本規約は、当社が利用者にライセンスする本ソフトウェアについて、本ソフトウェアを利用する利用者と当社の間の本ソフトウェア利用に関する基本的な事項を規定します。利用者は、本規約に同意しない限り本ソフトウェアを利用できません。

２ 本規約は、本ソフトウェアの試用版及び開発版の利用条件を定めるものであり、第５条第１項に定めるとおり、利用者における内部的技術開発の目的及び範囲内での利用を許諾するものです。本ソフトウェアを組み込んだ製品を第三者に頒布し、又は販売する等の商用利用については、本規約は許諾を与えるものではなく、当社と利用者との間で別途締結する契約の定めによるものとします。

３ 第４条の規定に従い申込者が申込を完了し、当社が受諾の通知を発した時点で、当該申込者と当社との間で、本ソフトウェアの利用契約（以下「本ライセンス契約」といいます。）が成立します。

４ 本ライセンス契約を構成する文書の適用の優先順位は、次のとおりとします。ただし、当社と利用者が個別に別段の合意をした場合は、当該合意が優先します。

(1) 当社と利用者が個別に締結した書面

(2) 本規約

(3) サポート約款（第１９条）

(4) 本ソフトウェアの仕様書、マニュアルその他当社が提供する技術文書

前記の優先順位は、第２条第１項（個別規定及び追加規定）に別段の定めがある場合を除きます。また、前記の優先順位にかかわらず、第三者ソフトウェアについては、第１０条第２項に定めるとおり、当該第三者ソフトウェアに適用されるライセンス条件が最優先して適用されます。

第２条 （個別追加規定及び規約改定）

１ 当社が、本ソフトウェアに関する個別規定又は追加規定を、当社ウェブサイト上に掲載し、又は本ソフトウェアとともに提供し、かつ本規約の一部を構成する旨を明示した場合、当該個別規定又は追加規定は本規約の一部を構成するものとし、これが本規約と抵触する場合には、当該個別規定又は追加規定が優先されるものとします。

２ 当社は、法令上認められる場合に限り、本規約（当社ウェブサイトに掲載する本ソフトウェア利用に関するルール、諸規定等を含みます。）を変更することができるものとします。この場合、当社は、変更後の内容及び効力発生日を定め、効力発生日までに相当の期間をおいて、当社ウェブサイトへの掲載又は電子メールその他当社が適当と認める方法により、利用者に周知します。

３ 前二項の定めは、本ライセンス契約の実情及び社会通念に照らし申込者又は利用者の利益を一方的に害すると認められるものについては、この限りではありません。

第３条 （定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるとおり定義します。

(1) 「申込者」

本ソフトウェアの利用を希望し利用申込を行った法人、団体又は個人事業主をいいます。

(2) 「利用者」

本ライセンス契約に基づき本ソフトウェアを利用する申込者をいいます。

(3) 「利用申込」

第４条に規定する方法に従って、申込者が行う本ソフトウェアの利用申込をいいます。

(4) 「利用者情報」

申込者及び利用者が利用申込時に記入した当社が定める情報、本ソフトウェア利用中に当社が必要と判断して提供を求めた情報、及びこれらの情報について利用者自身が追加、変更を行った場合の当該情報をいいます。

(5) 「当社ウェブサイト」

当社が本ソフトウェアに関する情報の掲載先として指定するウェブサイトをいいます。本規約制定時における指定先は「https://blink.pas-ta.io/」とし、当社は、利用者に通知することにより、これを変更することができます。

(6) 「知的財産権」

特許権、実用新案権、商標権、意匠権、ノウハウ、著作権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき申込等を出願する権利を含む。）をいいます。

(7) 「第三者ソフトウェア」

本ソフトウェアに組み込まれ、又は本ソフトウェアとともに提供されるソフトウェア、ライブラリ及び学習済みモデルのうち、当社以外の第三者が著作権その他の権利を有し、オープンソースライセンスその他のライセンス条件に従って公開されているものそれ自体並びにその複製物及び当該ライセンス条件上その派生物として取り扱われる部分をいいます。

(8) 「当社独自開発部分」

本ソフトウェアのうち第三者ソフトウェアを除く部分であって、当社が独自に開発し著作権その他の権利を有するプログラム、ライブラリ、アプリケーション・プログラミング・インターフェース、ドキュメントその他の構成要素をいいます。

(9) 「検出結果」

本ソフトウェアが画像又は映像から推定する、目の開眼及び閉眼の状態、まばたきの発生その他の情報をいいます。

(10) 「商用利用」

本ソフトウェア又は本ソフトウェアを組み込んだ製品若しくはサービスを第三者に提供、販売、頒布、貸与若しくは再許諾し、又は本番環境において第三者に対するサービスの提供に使用することをいいます。利用者が自らの内部において本ソフトウェアを評価し、検証し、又は試作物を開発する行為は、商用利用に含まれません。

第４条 （申込）

１ 申込者は、本規約を遵守することに同意し、かつ利用者情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本ソフトウェアの利用を申し込むことができます。

２ 当社は、当社の基準に従って、申込者の申込の当否を判断し、当社が妥当と認める場合にはその旨を申込者に通知します。

３ 前項に定める当社からの申込受諾の通知発送の時に、本規約の諸規定に従った本ライセンス契約が申込者と当社の間に成立し、当該申込者・利用者は本ソフトウェアを当社の定める方法で利用することができるようになります。

４ 当社は、第１項に基づき利用申込をした者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、申込を拒否することがあります。

(1) 当社に提供された申込情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

(2) 本ソフトウェアを通じて提供される技術を、第５条に定める範囲を超えて利用し又は利用しようとする場合

(3) 第１７条に定める反社会的勢力等に該当し、又は該当するおそれがあると当社が判断した場合

(4) 第２０条に定める輸出管理関係法令等の遵守に疑義があると当社が判断した場合

(5) その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合

第５条 （本ソフトウェアの利用）

１ 当社は、利用者に対し、本ライセンス契約の有効期間中、利用者における内部的技術開発、検証及び評価の目的及び範囲内でのみ、当社の定める方法に従い、次の各号に掲げる行為を行う非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾します。

(1) 本ソフトウェアをインストールし、複製し、及び実行すること

(2) 本ソフトウェアを利用者が開発する試作物に組み込み、又はこれとリンクすること

(3) 前号の試作物を利用者の管理する環境において試験し、検証し、及び評価すること

(4) 合理的に必要な範囲でバックアップのための複製を作成すること

(5) 本ソフトウェアそのものを第三者に交付することなく、利用者の管理下において前号までの試作物を実演すること

２ 商用利用については、本規約は許諾を与えるものではなく、第７条第３項に定めるとおり、当社と利用者との間で別途締結する契約の定めによるものとします。

３ 第１項の規定にかかわらず、利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。ただし、第三者ソフトウェアについては、第１０条第２項に定めるとおり当該ライセンス条件が適用されます。

(1) 本ソフトウェアを第三者に頒布し、販売し、貸与し、又は再許諾すること

(2) 本ソフトウェアの機能の全部又は主要な部分をそのまま利用して、本ソフトウェアと競合するソフトウェア開発キットその他の開発者向け製品を提供すること（なお、本号は、利用者が本ソフトウェアを利用することなく独自に競合する製品又は技術を開発し、又は提供することを禁止するものではありません。）

(3) 本ソフトウェアをソースコードの形式で第三者に開示すること

(4) 認証ツールその他のライセンス認証の仕組みを第三者と共有し、又はこれを回避すること

４ 本ソフトウェアの利用期間は、利用申込に対し当社が別途定めた期間とします。当社が利用期間の更新を認めた場合、更新後の期間を本項に定める利用期間に含むものとします。

５ 本ソフトウェアの利用を図るために必要なコンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、いずれも利用者の費用と責任において行うものとします。

６ 前項の規定にかかわらず、当社は、本ソフトウェアが当社の付与する正規のライセンスの下で使用されているかを確認するため、次の各号に掲げるライセンス認証の手段（以下、総称して「認証ツール」といいます。）を、利用者に対し発行し、又は貸与します。発行又は貸与の条件については、別途定めるものとします。

(1) アクティベーショントークン（当社が発行する、本ソフトウェアのライセンス認証に用いる文字列をいいます。以下同じです。）

(2) ＵＳＢ認証キー（当社が貸与する、本ソフトウェアのライセンス認証に用いるＵＳＢ機器をいいます。以下同じです。）

７ 利用者は、自己の費用と責任において、利用環境に応じたコンピュータウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を講じるものとします。

第６条 （本ソフトウェアの機能及び限界）

１ 本ソフトウェアは、入力された画像又は映像から人物の目を検出し、開眼及び閉眼の状態並びにまばたきの発生を推定する機能を提供するものです。

２ 本ソフトウェアは、推定結果と利用者が設定するしきい値等との比較により判定を行います。しきい値は、利用者が自らの運用条件（撮影環境、カメラの解像度及びフレームレート、対象者の状態等）に応じて設定・調整するものとし、当社が提供する既定値は設定の目安に過ぎません。

３ 本ソフトウェアは、目の開閉及びまばたきの発生を推定するものであり、覚醒度、眠気、疲労、集中度、健康状態、疾病の有無その他の身体的又は精神的な状態を診断し、又は判定する機能を含みません。

４ 本ソフトウェアは、疾病の診断、治療若しくは予防その他の医療目的で使用することを意図して設計又は提供されるものではありません。利用者は、本ソフトウェア又はこれを組み込んだ製品若しくはサービスを医療その他法令上の規制の対象となる用途に使用する場合、自己の責任と費用において、当該製品又はサービスの規制上の該当性を確認し、必要な承認、認証、届出、許可その他の手続を行うものとします。

５ 利用者は、人の生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれのある用途（自動車その他の車両の運転支援、医療、原子力設備、航空、鉄道、船舶、無人航空機、産業機械、産業用ロボット、防犯・安全設備、生命維持装置その他の制御若しくは安全判断に関する用途、及びその他人の生命又は身体の安全に重大な影響を及ぼす制御又は安全判断に関する用途を含みます。）に本ソフトウェアを用いる場合、本ソフトウェアの推定結果のみに依拠して安全に関する判断又は制御を行ってはならず、利用者の責任において、当該用途に応じた性能検証、リスク評価、冗長化、フェイルセーフ、人による確認その他合理的に必要な安全対策を講じるものとします。

６ 利用者は、本ソフトウェアを組み込んだ製品又はサービスの利用者その他の関係者に対し、本ソフトウェアの機能及び精度上の限界について必要な情報を提供するものとします。

７ 前二項に定める措置を利用者が講じなかったことに起因して生じた損害について、当社は責任を負いません。

８ 本ソフトウェアは、その通常の動作において、処理する画像又は映像を当社その他の第三者に送信する機能を有しません。

第７条 （ライセンス料）

１ 本ソフトウェアの利用にあたり、利用者は、当社に対し、当社が別途定める金額のライセンス料を支払うものとします。ただし試用版など当社による定めがある場合、ライセンス料が発生しない場合があります。

２ 前項のライセンス料の支払いがある場合は、別途当社が定める金融機関口座への振込の方法により行うものとし、振込手数料は利用者の負担とします。

３ 利用者が本ソフトウェアの商用利用を望む場合は、当社との間で別途協議を行い、当社と利用者との間で別途契約（以下「商用契約」といいます。）を締結するものとします。

４ 商用契約が締結された場合、商用利用については当該商用契約が適用されます。本規約は、当該商用契約に別段の定めがない限り、第５条第４項に定める本ソフトウェアの利用期間が満了するまでの間に限り、内部的技術開発、検証及び評価の目的における利用について引き続き適用されるものとし、当該利用期間の満了をもって終了します。

第８条 （認証ツールの使用に関する事項）

１ 利用者は、認証ツールを、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、当社の事前の承諾なく、第三者に譲渡、貸与、開示、その他一切の利用をさせてはなりません。また、利用者は、当社の承諾を得て第三者に利用させる場合、当該第三者にも本規約を遵守させるものとし、当該第三者の一切の行為について当該第三者と連帯してその責任を負うものとします。

２ 利用者は、ＵＳＢ認証キーについて、複製、分解、造作又は加工等の一切の現状変更を行う行為又は修理を行ってはなりません。 ＵＳＢ認証キーに損傷又は異常が生じた場合は、第４項に定める手順によるものとします。また、貼付けされた当社の所有権を明示する標識（シリアルナンバー）及び調整済みの標識等がある場合は、それらを除去又は毀損してはなりません。

３ 利用者は、アクティベーショントークンを、当社が許諾した利用環境、利用者数又は利用範囲を超えて複製し、設定し、若しくは使用し、第三者と共有し、又は解析その他ライセンス認証を回避する目的で利用してはなりません。

４ 利用者がＵＳＢ認証キーを紛失したとき又はＵＳＢ認証キーに損傷若しくは異常があるときは、以下の手順により再発行するものとします。

(1) 利用者は、速やかに当社にその旨を連絡します。

(2) 利用者は、当社に対し、損傷若しくは異常が有るＵＳＢ認証キーを送付します。

(3) 当社は、利用者に対し、再発行したＵＳＢ認証キーを送付するとともに、必要な場合は、当該ＵＳＢ認証キーに対応する本ソフトウェアを当社所定の方法により提供します。

５ 前項による再発行に要する費用（ＵＳＢ認証キーの費用のほか送料を含みます。）は、紛失及び利用者の責めによる事由によって生じた異常若しくは損傷にかかる場合は利用者の負担とし、自然故障による異常の場合は当社の負担とします。

６ 利用者がアクティベーショントークンを失念し、又は漏えいさせたときは、速やかに当社にその旨を連絡するものとします。当社は、必要と認める場合、従前のアクティベーショントークンを無効とし、新たなアクティベーショントークンを発行することができるものとします。

７ 利用者は、本ライセンス契約が終了したときは、当社の指示に従い、ＵＳＢ認証キーを当社に返却するものとします。利用者が当社の指定する期限までにこれを返却しない場合、当社は、当該ＵＳＢ認証キーの再調達その他回収不能により合理的に生じる費用を利用者に請求することができるものとします。

８ 当社は、利用者が本規約に違反していることを合理的に疑う場合、利用者に対し、本ソフトウェアの利用状況に関する書面による報告又は記録の提出を求めることができるものとし、利用者はこれに応じるものとします。前記の報告又は記録によっても違反の疑いが解消されない場合、当社は、合理的な事前の通知を行ったうえで、利用者の通常の営業時間内に、利用者の業務を不当に妨げない方法により、かつ利用者の施設内規則及び秘密保持に関する合理的な指示に従うことを条件として、 利用者の施設において必要な範囲の調査を行うことができるものとします。

第９条 （禁止行為）

１ 利用者は、本ソフトウェアの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

(1) 法令に違反する行為、法令違反を助長する行為又はそれらのおそれのある行為

(2) 当社、又はその他第三者に対する詐欺又は脅迫行為

(3) 公序良俗に反する行為

(4) 当社、当社のライセンサー、その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）

(5) 当社のネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為、本ソフトウェアに接続しているシステム全般について、権限なく不正にアクセスする行為その他当社に損害を与える行為

(6) 当社、他の利用者又は第三者に成りすます行為

(7) 第５条第３項各号に定める行為

(8) 本ソフトウェアに関する事業の運営の妨げとなる行為又はそのおそれがあると当社が判断した行為

(9) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為

(10) その他、当社が不適切と判断する行為

２ 当社は、利用者が前項各号に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合その他当社が必要と認める場合には、利用者に対し、違反行為の中止を求めることがあり、利用者は、当社が定める期間内に当該求めに応じるものとします。この場合、当社が行った措置により利用者に生じた不利益や損害について一切の責任を負いません。

第１０条 （第三者ソフトウェア）

１ 本ソフトウェアには、第三者ソフトウェアが組み込まれ、又は本ソフトウェアとともに提供されます。第三者ソフトウェアの名称、権利者及び適用されるライセンス条件は、本ソフトウェアに同梱する第三者ソフトウェアライセンス通知に記載のとおりです。同通知は、第２条第１項に定める個別規定として本規約の一部を構成します。

２ 本規約のいかなる規定にもかかわらず、第三者ソフトウェアの利用、複製、改変、結合、頒布その他の行為については、当該第三者ソフトウェアに適用されるライセンス条件が適用されるものとし、本規約は、当該ライセンス条件により利用者に付与された権利を制限し、又は当該ライセンス条件に反する義務を利用者に課すものではありません。 本規約の規定（第５条、第７条第３項、第１２条、第１３条、第１５条及び第２２条を含みますが、これらに限られません。）が当該ライセンス条件と抵触する限りにおいて、当該規定は第三者ソフトウェアには適用されません。

３ 利用者は、第７条第３項に基づき締結した商用契約により本ソフトウェアを第三者に提供することを許諾された場合、当該第三者ソフトウェアに適用されるライセンス条件に従い、必要な著作権表示、ライセンス文、NOTICE その他の情報を、適切な方法により当該第三者に提供し、又は承継させるものとします。 当社が本ソフトウェアとともに提供する第三者ソフトウェアに関する表示一式を、その内容を欠落させることなくそのまま同梱する方法により、これを行うことができます。

４ 当社は、第三者ソフトウェアについて、その内容、正確性、有用性、適法性及び第三者の権利を侵害しないことについて、独自の保証を行うものではありません。ただし、第三者ソフトウェアに関して当社が本規約に基づき負う責任については、第１８条の定めが適用されます。

５ 当社は、第三者ソフトウェアの提供の停止、ライセンス条件の変更その他当社の責めに帰すことのできない事由により、本ソフトウェアの内容を変更し、又は当該第三者ソフトウェアの提供を終了することがあります。

第１１条 （個人情報の取扱い）

１ 本ソフトウェアは、本人の認証に用いることのできる水準の顔特徴情報その他個人情報の保護に関する法律上の個人識別符号に該当する情報を生成することを目的とするものではなく、当社が提供する現行の仕様において、そのような情報を生成しません。 ただし、本ソフトウェアが処理する画像及び映像は、特定の個人を識別することができる場合、同法上の個人情報に該当します。

２ 第６条第８項に定めるとおり、本ソフトウェアは、その通常の動作において、処理する画像及び映像を当社に送信する機能を有しないため、当社は、当該通常の動作に関してこれらのデータを取得及び保有しません。 ただし、利用者が別途当社に業務を委託し、当該業務の遂行のために当社が画像又は映像の提供を受ける場合は、当社は、個人情報の保護に関する法律上の受託者として、当社と利用者との間で別途合意する条件に従い、これを取り扱うものとします。

3 利用者は、画像及び映像の取得、保存、利用、提供、削除その他一切の取扱いについて、適用法令上の責任主体として、自らの責任において適用法令（本人への利用目的の明示及び適法な取得根拠の確保を含みます。）を遵守するものとします。

4 利用者は、本ソフトウェアを利用して人物を撮影し、又は撮影された画像若しくは映像を処理するにあたり、被撮影者に対する説明、通知若しくは掲示、同意の取得その他適用法令及び第三者の権利を遵守するために必要な措置を講じる責任を負います。

5 利用者は、画像又は映像を保存する場合、暗号化その他の適切な安全管理措置を講じるものとします。

6 利用者は、第三者に画像又は映像を取り扱わせる場合、当該第三者に対し本条と同等の義務を契約により課すものとし、当該第三者による違反について、自らの違反と同様に当社に対して責任を負うものとします。

7 利用者による画像若しくは映像の取得又は取扱いが法令又は第三者の権利に違反したことに起因して、当社が第三者から請求、訴訟その他の申立てを受け、又は監督官庁による調査、指導その他の措置を受けた場合、利用者は、自己の責任と費用においてこれを解決し、当社に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を補償するものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による部分についてはこの限りではありません。

第１２条（本ライセンス契約の終了）

1 利用者は、期間満了又は解除その他理由の如何を問わず本ライセンス契約が終了したときには、当社から提供を受けた一切の物品・媒体等を速やかに当社に返却するものとします。

2 利用者は、本ライセンス契約の終了後、速やかに当社独自開発部分の利用を中止し、その複製物（開発環境に保存されたもの及び試作物に組み込まれたものを含みます。）を消去又は破棄するとともに、当社独自開発部分を組み込んだ試作物については、当該部分を削除し、又は当該部分を利用できない状態にするものとします。当社の求めがあるときは、その旨を書面により報告するものとします。ただし、第三者ソフトウェアについては、第１０条第２項に定めるとおり当該ライセンス条件が適用されます。

3 当社は、本ライセンス契約終了後も、利用者が当社に提供した利用者情報を保有・利用することができるものとします。

4 本ライセンス契約の終了後、再度本ソフトウェアの申込を希望する際は、再度申込手続きを行う必要があります。

第１３条（利用停止等）

1 当社は、利用者が次の各号の一に該当することが判明した場合、当社の裁量により、当該利用者の本ソフトウェアの利用を一時的に停止し、本ライセンス契約を解除し、又はその他必要な処分をすることができるものとします。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反し、又は違反したとの通報を受けた場合

(2) 当社に提供された情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合

(3) ライセンス料その他本ライセンス契約に基づく金銭債務の支払を遅滞し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合

(4) 支払の停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

(5) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

(6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続の申立てがあったとき

(7) 解散、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は事業の廃止の決議をしたとき

(8) 当社からの問合せその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合

(9) 第５条又は第７条第３項に反して商用利用を行った場合

(10) 第４条第４項各号に該当する場合

(11) 当社独自開発部分に含まれるライブラリ又はプログラムを分離させ、他の用途に用いる行為をしていたことが判明した場合

(12) 本ソフトウェアの運営・保守管理上必要であると当社が判断した場合

(13) その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合

２ 前項第４号から第７号までのいずれかに該当する場合、当社は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本ライセンス契約を解除することができるものとします。

３ 当社は、本条に基づき当社が行った行為により利用者に生じた損害について一切の責任を負わず、本ライセンス契約解除後も、当該利用者が当社に提供した利用者情報を保有・利用することができるものとします。

第１４条 （本ソフトウェアの変更、提供の中断及び終了）

１ 当社は、本ソフトウェアの仕様、機能及び構成を変更し、又は新たな版を提供することができるものとします。当社は、利用者に重大な影響を及ぼす変更を行う場合、合理的な範囲であらかじめ利用者に通知するよう努めます。

２ 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、本ソフトウェアの提供、アップデートの配布、ライセンス認証その他の当社の役務の提供の一部又は全部を、一時的に中断することができます。

(1) 当社の設備の保守、点検又は障害への対応を行う場合

(2) 天災、火災、停電、戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議その他の不可抗力により当社の役務の提供が困難な場合

(3) 電気通信事業者の役務が提供されない場合

(4) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合

３ 当社は、本ソフトウェアの提供を終了する場合、原則として６か月前までに利用者に通知するものとします。この場合においても、既に成立した本ライセンス契約の有効期間中は、当該契約に基づく利用者の利用は妨げられないものとします。

４ 当社は、本条に基づき当社が行った措置により利用者に生じた不利益や損害について、第１８条に定める範囲を超えて責任を負いません。

第１５条（権利の帰属）

１ 当社独自開発部分に関する一切の知的財産権は、当社又は当社にライセンスを許諾している者（ライセンサー）に帰属します。第三者ソフトウェアに関する知的財産権は、当該第三者ソフトウェアの権利者に帰属します。本規約に明示的に定めるもののほか、利用者に対して当社の知的財産権を移転し又は許諾するものではありません。

２ 利用者は、当社の許諾を得ずに、当社独自開発部分について、本規約において明示的に許可する以外の態様で利用、編集、翻訳及び改変等を行い、または第三者に使用させたり公開したりすることはできません。また、法令により明示的に認められる場合を除き、 逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他これらに類する行為を行ってはなりません。第三者ソフトウェアについては、第１０条第２項に定めるとおり当該ライセンス条件が適用されます。

３ 本ソフトウェア上には商標、ロゴ及びサービスマーク等（以下、総称して「商標等」といいます。）が表示される場合がありますが、当社は、利用者その他の第三者に対し何ら当該商標等を譲渡し、又は使用を許諾するものではありません。

第１６条（利用者情報の取扱い）

１ 当社による利用者情報の取扱いについては、当社プライバシーポリシー（https://blink.pas-ta.io/policy/privacypolicy/）の定めによるものとし、利用者はこのプライバシーポリシーに従って当社が利用者情報を取扱うことについて同意するものとします。

２ 当社は、利用者情報及び本ソフトウェアの利用状況に関する情報のうち、本ライセンス契約の履行又は本ソフトウェアの改良・開発に合理的に必要なものを、当該目的の範囲内で利用し、及び個人を特定できない形での統計的な情報として公開することができるものとします。ただし、本ソフトウェアが処理する画像及び映像並びに第１７条に定める秘密情報は、本項の対象に含まれません。

第１７条（秘密保持及び反社会的勢力の排除）

１ 本規約において「秘密情報」とは、本ライセンス契約、本ソフトウェア又は認証ツールに関連して、利用者が、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、当社又は当社にライセンスしている者の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、以下の各号に該当するものは、秘密情報に該当しないものとします。

(1) 当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの

(2) 当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの

(3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの

(4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの

(5) 当社から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたもの

(6) 第三者ソフトウェア及びそのライセンス条件その他公開されている情報

２ 利用者は、秘密情報を本ソフトウェアの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。

３ 前項の定めに拘わらず、利用者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。

４ 利用者は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却、廃棄その他当社が求める処分をしなければなりません。

５ 当社及び利用者は、それぞれ相手方に対し、自己（自己の役員及び実質的に経営を支配する者を含みます。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないこと、及び将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

６ 当社及び利用者は、それぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し若しくは業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

７ 当社又は利用者は、相手方が前二項に違反した場合、何らの催告を要することなく直ちに本ライセンス契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方に生じた損害について賠償する責任を負いません。

第１８条 （保証の否認、契約不適合責任及び免責）

１ 当社は、本ソフトウェアが利用者の特定の目的に適合すること、期待する技術的・機能的・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者による本ソフトウェアの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、処理結果が常に正確であること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

２ 当社は、本ソフトウェアによる目の検出並びに開眼及び閉眼の状態の推定の精度（検出漏れ又は誤検出が生じないことを含みます。）について何ら保証するものではなく、推定結果の精度に起因する誤判定又はそれに伴う利用者若しくは第三者の判断・行動から生じた損害について、責任を負いません。

３ 本ソフトウェアは、利用者による判断を支援するものであり、当社は当該判断の主体ではありません。利用者は、推定結果の性質及び限界（第６条に定めるものを含みます。）を踏まえ、自らの責任において推定結果を適切に利用するものとし、重要な意思決定を行う場合には、必要に応じて人による確認その他の補完的手段を講じるものとします。

４ 前三項の規定にかかわらず、本ソフトウェアが当社の仕様書において明示された仕様に適合しない場合（以下「契約不適合」といいます。）、当社は、本ライセンス契約が有効に存続している間であり、かつ第５条第４項に定める本ソフトウェアの利用期間中に、利用者から当該契約不適合の通知を受けた場合に限り、当社の選択により、修補された版の提供その他合理的な方法による是正を行うものとします。この場合、当社の是正義務は、当該利用期間の満了後も、当該通知に係る契約不適合について存続します。当該利用期間の満了後又は本ライセンス契約の終了後に初めて通知された契約不適合について、当社は責任を負いません。

５ 前項に定める是正は、契約不適合に関する当社の唯一の責任であり、利用者の唯一の救済とします。利用者は、前項に定める是正を除き、契約不適合を理由として、ライセンス料の減額、本ライセンス契約の解除、損害賠償その他の請求をすることができないものとします。

６ 当社が利用者に対して負う損害賠償責任は、債務不履行、不法行為その他請求の原因を問わず、当該損害の直接の原因となった事由が発生した時点において当該利用者が当社に対して現実に支払った本ソフトウェアのライセンス料の総額を上限とし、かつ、通常生ずべき損害に限られるものとします。当社は、逸失利益、事業機会の喪失、データの消失、間接損害、特別損害その他これらに類する損害について、その予見可能性の有無にかかわらず、責任を負いません。

７ 本ソフトウェアが無償で提供される場合（試用版として提供される場合を含みます。）、当社は、利用者に対して損害賠償責任を負いません。

８ 本規約に定める当社の責任の免除又は制限に関するすべての規定（第６条第７項、第９条第２項、第１３条第３項、第１４条第４項及び本条各項を含みますが、これらに限られません。）は、当社に故意又は重大な過失がある場合その他法令により責任の免除又は制限が認められない場合には、適用されません。

９ 当社は、利用者からの求めがあった場合でも、本ソフトウェアの技術的事項の詳細及びこれらに関連すると当社が判断する情報について、これを当該利用者に開示する義務は負わないものとします。

１０ 本ソフトウェアの利用に関し利用者と第三者との間で紛争が生じた場合には、利用者は自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社はこれに一切関与しません。

１１ 利用者による本ソフトウェアの組込み、利用者が製造し若しくは提供する製品若しくはサービスの設計、製造、提供、広告若しくは使用、又は第６条第５項及び第６項に定める措置の不備に起因して、当社が第三者から請求、訴訟その他の申立てを受け、又は監督官庁による調査、指導その他の措置を受けた場合、利用者は、自己の責任と費用においてこれを解決し、当社に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を補償するものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による部分についてはこの限りではありません。

第１９条 （サポート）

当社は、当社が別途定めるサポート約款の条件に従い、本ソフトウェアに関するサポートを提供します。サポート約款は、本ライセンス契約の一部を構成し、その適用順位は第１条第４項に定めるとおりとします。

第２０条 （輸出管理）

１ 利用者は、本ソフトウェアの利用、輸出、再輸出又は提供にあたり、外国為替及び外国貿易法その他の日本国の輸出関連法令並びに米国輸出管理規則（EAR）及び経済制裁に関する法令その他適用のある各国の輸出管理関係法令を遵守するものとし、必要な許可等を自己の責任と費用において取得するものとします。

２ 利用者は、本ソフトウェアを、大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵その他輸出管理関係法令により禁止され又は許可を要する用途に使用し、又はこれらに関連する用途に使用するおそれのある者に提供してはなりません。

３ 利用者は、当社が輸出管理上必要と判断して求めた場合、最終需要者、仕向地、用途その他当社が必要とする情報を当社に提供するものとします。

４ 利用者は、本ソフトウェアを日本国外において利用する場合、当該国の生体情報の取扱い、人工知能その他の適用のある規制に自ら適合する責任を負うものとします。

第２１条（連絡・通知）

１ 本ソフトウェアに関する問い合わせ、認証ツールの紛失や破損等時の連絡及び送付その他利用者から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から利用者に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

２ 当社は、利用者が申込したメールアドレスに、本ソフトウェアに関する広告・宣伝等のメールを配信することがあります。

第２２条（本ライセンス契約上の地位の譲渡等）

１ 利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本ライセンス契約上の地位又は本規約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡（合併、会社分割等による包括承継も含む。）し又は担保の目的に供することはできません。

２ 当社が本ソフトウェアにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本ライセンス契約上の地位、本ライセンス契約に基づく権利及び義務並びに利用者情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとみなします。本項にいう事業譲渡には、当社が消滅会社又は分割会社となる合併又は会社分割等による包括承継を含むものとします。

第２３条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び利用者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第２４条（存続規定）

第８条第７項及び第８項（第８項による調査は、本ライセンス契約終了前に生じた違反に関するものについて、終了後１年間に限る。）、第９条第２項、第１０条、第１１条、第１２条、第１３条第３項、第１４条第４項、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２２条から第２６条までの規定は、本ライセンス契約の終了後も有効に存続するものとします。

第２５条（準拠法及び合意管轄）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２６条（協議解決）

当社及び利用者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

附則

1 本規約は、2026年10月7日から施行します。

2 本規約の施行前に成立した本ライセンス契約については、当社が利用者に対し本規約への同意を求め、当該利用者がこれに同意した時から本規約を適用します。当該同意が得られるまでの間は、従前の規約が適用されます。

3 前項にかかわらず、本規約の施行前に当社と利用者との間で個別に合意したライセンス料その他の条件は、本規約の適用後もその効力を妨げられません。

2026 年 10 月 7 日 制定

株式会社スワローインキュベート